

小樽市シニアスマホ教室開催事業業務委託仕様書

小樽市シニアスマホ教室開催事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業の実施に当たり、本業務を受託する者（以下、受託者）が行う業務について、以下のとおり仕様を定める。

1 業務の目的

スマートフォンの操作に不安を感じる高齢者などを対象に、身近な場所でスマホ教室及びスマホ相談室を開催することで、対象者の生活を支援するとともに、小樽市内のデジタル格差解消に寄与することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 委託料

836千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
本業務委託に係る全ての経費は、委託料に含むものとする。

4 業務内容

(1) スマホ教室

ア 内容

講師による指導や体験を通して、参加者がスマートフォンの操作理解を深めることができるようスマホ教室を開催する。

講座内容は、小樽市の指定する内容で講座を実施すること。なお、その講座内容の詳細については、予め小樽市と協議の上、受託者が決定すること。

1つの講座は1時間程度とし、同日で3回程度実施する。

イ 対応職員人数

講師として、2名以上で対応すること。

ウ 配布資料

講座内容に準じた資料を作成し、当日に参加者全員へ配布すること。また配布資料は、参加者が帰宅後に復習用として用いることも考慮した内容とし、持ち帰りを認めること。

エ 必要機器

配布資料の内容はスクリーン等に投影して、講座の理解が増すよう努めることとし、必要な機器は受託者が用意すること。

スマートフォン未所持者が参加した場合、講座内での必要な操作が可能となるデモ機を受託者が用意し、参加者に貸与すること。

(2) スマホ相談室

ア 内容

参加者のスマートフォン利用における問題や不明点を、相談員に相談し、助言を受けることができる、スマホ相談室を開催する。

開催日はスマホ教室と同日、同会場で開催し、スマホ教室終了後に同会場でスマホ相談室を開催する。

参加者1人当たりの相談時間は最大で30分とし、計2時間程度実施する。

相談業務においては、専門性の高い知識を用い、可能な限り事実を確認の上、回答をすること。またインターネット等を利用した事実確認を行う場合は、予め受託者が確認に必要な機器を準備した上で対応すること。

イ 対応職員人数

相談員として、2名以上で対応すること。なお、スマホ教室の講師と同一でも可とする。

ウ 対応報告

相談業務における問答については、後日小樽市へ書面で報告すること。

(3) 共通事項

ア 開催日・開催場所

開催は、令和5年6月から令和6年3月まで、月2回程度実施し、本契約期間における実施回数は最大で20回までとする。

開催日、開催会場については、小樽市の指定する日時、場所で開催すること。

イ 必要機器

(1)(2)に定めるほか、スマホ教室及びスマホ相談室の開催に必要な機器は、受託者が用意をする。

ウ 参加者

参加申し込みの受け付け及び参加者の選定は小樽市が実施する。

参加者は、小樽市が指定した者のみとすること。

エ 会場設営

必要物資の運搬、会場設営については、受託者が実施すること。

5 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、「小樽市シニアスマホ教室開催事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領」及び本仕様書の定めるところによる。それらに定めのない事項については、小樽市と協議の上、小樽市が決定する。
- (2) 適正かつ円滑に施行するため、受託者は小樽市と常に密接に連絡を取り、相互に理解し業務を進める。
- (3) 受託者は、小樽市からの指導・助言については、速やかに検討し、必要に応じて対応すること。
- (4) 受託者は、当該業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。当該業務終了後も同様とする。また、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、小樽市個人情報保護条例（平成18年条例第53条）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。第三者に再委託した場合も同様とする。
- (5) 受託者は、参加者に対して、受託者の営利に繋がると見なされる行為を行わないものとする。